

浦安市バミントン協会会則

第 1 条 (名称)

本会は、浦安市バドミントン協会と称する。

第 2 条 (事務局)

本会の事務局は会長宅、もしくは浦安市内の定められた場所に置く。

第 3 条 (目的)

本会は、バドミントンを通じて、体位及び技術の向上と会員相互の親睦を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- A 各種競技会等の開催及び共催
- B 講習会等の開催
- C 体育に関し、体協等に対する意見具申、またはその施策に対する協力
- D 同じ目的を有する他の諸団体との連絡
- E その他、本会の目的に必要な事項

第 5 条 (会員)

本会の会員は、本会の趣旨に賛同し加盟する団体及び個人で浦安市に在宅、在勤、在学する者をもって構成する。

第 6 条 (加盟)

本会の加盟申請は、所定の申請書により会長に提出し理事会の承認を経て加盟できる。

第 7 条 (脱退)

会員は、第 5 条に掲げる資格を失った時、または本会の会員として不相当と認められた時は、理事会の承認を経て脱退させることができる。

第 8 条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-----|-------|-----|
| A 会長 | 1 名 | F 評議員 | 若干名 |
| B 副会長 | 若干名 | G 会計 | 2 名 |
| C 理事長 | 1 名 | H 書記 | 2 名 |
| D 副理事長 | 1 名 | I 監事 | 2 名 |
| E 理事 | 若干名 | | |

第 9 条 (役員を選出)

役員を選出は次の通りとする。

1. 会長、副会長、会計、書記、監事は評議員会において選出する。
1. 理事は、加盟団体より各団体2名選出する。
1. 理事長、副理事長は、理事の互選により選出する。
1. 評議員は、加盟団体より各団体2名選出する。
1. 会長は、顧問及び参与を委嘱することができる。

第 10 条 (役員の仕事)

役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を総理する。
1. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時、その職務を代理する。また、会長の命により会務執行の部門を担当する。

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第 20 条（会則の変更）

会則は、評議員会において定数の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

第 21 条（会議の成立と議決）

会議は、定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。但し、同一議題について再開する時は、半数に満たなくても成立する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（付則）

1. 本会は、浦安市体育協会の加盟団体となる。
2. この会則は、昭和58年4月1日より施行する。
3. 改定 平成2年4月1日
4. 改定 平成8年4月6日
5. 改定 平成19年3月21日
6. 改定 平成21年3月29日
7. 改定 平成22年3月21日
8. 改定 平成28年3月27日
9. 改定 平成31年3月24日